

■久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業 質問回答

番号	回答日時	該当資料名	頁	項番	質問	回答
1	10月4日	様式6			様式6について、支店として久留米市様の名簿登録されている場合、提出は不要とのことよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本プロポーザルに参加される支店が、当市の名簿登録されている場合は、様式6の提出は不要です。
2	10月4日	様式13			共同企業体として参加する場合、参加申込書の申し込み時である10/7 17時までに、様式13も提出が必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式13についても10月7日までに提出をお願いします。実施要項については、10月4日付けで修正しています。
3	10月4日	実施要項	1	3 事業費 (3)	各年度の補助金交付限度額について、総額を超えない範囲で変更できるとありますが、これは、総額の範囲内であれば、表2の各年度の補助金交付限度額を目安としつつ、各年度ごとに表2の限度額を下回る施工計画や超過する施工計画としても良いとの理解でよろしいでしょうか。	補助金交付限度額の総額を超えない範囲であれば、表1の太陽光発電設備における各年度導入量目安を繰り上げて導入するときに限り、表2の各年度限度額を変更することが可能です。
4	10月4日	仕様書	8	7 電力供給・維持管理 (保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 (3) その他 イ	イ 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。 とありますが、久留米市様が改修工事を実施する際の設備の撤去・保管等の費用について、久留米市様が費用負担いただけるのか、又は、本事業でのリース料に含める必要はございますでしょうか。 ※リース料に含める場合、費用が大きく増加する懸念がございます。	リース料に含める必要はありません。
5	10月30日	様式13			参加資格審査書類等を提出後に、共同事業体を結成する予定にした場合、10月8日以降に共同事業体での申請に変更することは可能でしょうか。	参加申込書提出期限後の共同企業体への変更はできません。
6	10月30日				ご共有頂きました図面等資料の内、別紙一覧の通り平面図等1施設(No8)受変電設備高圧単線結線図6施設(No1、3、6、7、8、13)がございません。現地確認時間が短時間となる為、ご提案内容を決定する為の重要な資料となりますので、資料のご提供をお願いします。	施設番号8の施設の図面は、様式1を提出いただいた事業者に対し提供します。様式1を提出済みの場合は、10月31日までに提供します。 受変電設備高圧単線結線図について、確認できる図面等は様式1を提出いただいた事業者に対し提供します。なお、様式1を提出済みの場合は、確認次第速やかに提供します。 また、施設番号1,6の施設の資料は手元になく確認できず、施設番号3,7は低圧施設のためお求めの資料はありません。
7	10月30日				全ての施設について購入電力量の明細1か月分(購入単価の確認の為)若しくは、インターネットで確認が可能な場合は電力購入のご契約先とご契約メニューの情報の開示をお願いします。	ご質問にあるデータは、様式1を提出いただいた事業者に対し提供します。様式1を提出済みの場合は、10月31日までに提供します。
8	10月30日				ご提案する発電設備の規模を検討する為に1年分の30分デマンドデータ(Excel又はCSV形式)の資料の開示をお願いできないか。(データは直近でなくても構いません)可能な限り自家消費率を高く見込める発電設備・蓄電設備の規模を決定してご提案させて頂く為に必要な資料となります。	一部の施設について、様式1を提出いただいた事業者に対し提供します。様式1を提出済みの場合は、10月31日までに提供します。なお、提供するデータは、令和2年度に取得したものです。
9	10月30日				既設の太陽光発電システムの開示をお願いいたします。	一部の施設について、様式1を提出いただいた事業者に対し提供します。様式1を提出済みの場合は、確認できるものを速やかに提供します。
10	10月30日				自家消費率50%達成の可否の判断のためにデマンドデータ-30分値のご提供をお願いします。	お問い合わせの内容は、質問番号8をご参照ください。
11	10月30日				南部浄化センター遊休地の野立ての検討可否についてご回答ください。	南部浄化センター敷地については、本来業務に必要なため現時点での設置は不可となります。
12	10月30日	実施要項	1	3 事業費	要項の「3 事業費」に「重点対策加速化事業」を充当すると記載があるが、交付金の支払先は、実施予定事業者との認識でよろしいでしょうか。交付金が入金されるタイミングについてもご教示ください。	本事業の国からの交付金は市が受領し、市から事業者への間接交付(補助金)となります。なお質問番号38をご参照ください。

■久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業 質問回答

番号	回答日時	該当資料名	頁	項番	質問	回答
13	10月30日				補助金交付額について、1施設当たりの上限はございますでしょうか。太陽光発電設備の場合、kWあたり●万円、蓄電池の場合kWhあたり●万円といった交付金の上限設定がされているのか確認させてください。また、太陽光発電設備にて、kWあたりの上限額が設定されている場合、パネル容量(kwdc)なのか、PCS容量 (kWac)なのか、合わせてご教示ください。	1施設当たりの上限はございません。
14	10月30日	仕様書	3	3 事業内容 (4) ソ	廃棄費用の積み立てもリース契約に含むとされていますが、事業期間終了後は無償譲渡となっています。廃棄費用の積み立てについて、どのような取り扱いをご予定でしょうか。	仕様書の5ページ「5 設備の設置 (5) その他 ア」をご参照ください。なお、具体的な事務手続きについては、今後協議していくこととしています。
15	10月30日				貴市と実施予定事業者との間の契約書案はありますか。契約書案がある場合、実施予定事業者から契約内容の修正や、交渉は可能でしょうか。	契約書案は、現在作成中です。事業者決定後に、必要に応じて協議することは可能です。
16	10月30日	仕様書	別紙2		「共通（不可抗力）」および「維持管理関連（設備損傷／天災・暴動等）」に関して、事業者の責にない不可抗力については、事業者が付保する保険契約の、保険金が支払われた範囲でよろしいでしょうか。	地震、落雷、台風、洪水、その他自然的な事象について、個別案件ごとに協議の上、負担割合について決定することになりますので、現時点で範囲を示すことは困難です。
17	10月30日				契約にあたって、履行保証保険を掛ける必要はありますか。履行保証保険を免除する条件はありますか。	仕様書の2ページ「3 事業内容 (4) リース契約に含まれる事項 カ」をご参照ください。なお、履行保証保険を免除する条件はありません。
18	10月30日				貴市とのリース契約は施設ごとに締結する認識でよろしいでしょうか。	契約は、導入する年度ごとに設置する施設を一括して、1つの契約締結を予定しています。施設ごとの金額内訳の明細の提出をお願いします。
19	10月30日	仕様書	3	3 事業内容 (4) カ	リース契約に含まれる事項として、火災保険が挙げられておりますが、貴市として建物側で火災保険は付保されておりますでしょうか。建物側の火災保険との責任分界に関して整理をしたく確認させてください。	火災による損害への補償を含む建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入しています。
20	10月30日	仕様書	3	3 事業内容 (4) サ・シ	貴市が契約している電気主任技術者の各種費用についてご開示ください（電気事業法に従う各種手続き、および着工前後の手続き、工事中の立ち合い、試験立ち合い、停電受電立ち合い等の費用）。また、これらの費用は事業者から電気主任技術者に支払うことを想定しておられるのでしょうか。	ご質問の内容は、提供できる内容を様式1を提出いただいた事業者に対し提供します。様式1を提出済みの場合は、10月31日までに提供します。なお、公表できる施設は、一部の施設に限られることとなります。御容赦ください。
21	10月30日	仕様書	7	7 電力供給・維持管理 (保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 (2) 非常時の対応 ウ (3) その他 ア	それぞれの「損失」とは具体的に何を指すのでしょうか。	(2) ウにおける「損失」とは、例えば通常に発電していれば市が受けられると見込まれる発電量などを想定しています。 (3) アにおける「損失」とは、工程の遅れによる発電量の逸失をはじめ、契約後、市が受けると見込まれる利益などを想定しています。
22	10月30日	仕様書	1	3 事業内容 (1) 基本事項 ア	ZEBの仕様の開示予定はいつでしょうか。提示される仕様によっては当初想定している太陽光発電設備の仕様を変更の可能性があります。費用の変動はご相談可能でしょうか。	提供可能な資料は、様式1を提出いただいた事業者に提供します。様式1を提出済みの場合は、現時点で提供している資料が全てとなります。今後、令和7年度以降に本工事の公募開始後に、提供することとなります。
23	10月30日	仕様書	1	3 事業内容 (1) 基本事項 エ ア)・イ)	太陽光発電導入量1,270kW以上、蓄電池導入量780kWh以上とのことですが、現場調査の結果、別紙1で示された候補施設全てに設備導入しても仕様を満たせない可能性がある場合は、どのようにお考えでしょうか。	仕様を満たす提案をお願いします。ただし、契約後に実際に設備を設置する面積は、仕様書における「4 設備工事前の調査・手続」の「(1) 現地調査」のイにあるとおり、現地調査や施設管理者との協議の上で決定した面積とします。
24	10月30日	仕様書	3	3 事業内容 (4) ソ	廃棄費用の積立について「廃棄等積立ガイドライン」は非FIT/FIP設備は対象外の為明確な積立基準額が定められておりません。そのため積立計画・費用については事業者の計画による提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ガイドラインに準拠した提案をお願いします。

■久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業 質問回答

番号	回答日時	該当資料名	頁	項番	質問	回答
25	10月30日	仕様書	4	5 設備の設置 (1)	太陽光発電設備の設置場所について指定がありませんが、野立で設置も可能でしょうか。	検討・提案が可能な施設は、様式1を提出した事業者に対し提供します。様式1を提出済の場合は10月31日までに提供します。ただし、実際の設置にあたっては、事業者選定後に協議・決定させていただきます。
26	10月30日	仕様書	7	7 電力供給・維持管理 (保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 (1) 維持管理 ア	設備が故障した場合は、直ちに施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うについて、電気主任技術者の方に初動の対応を委託することは可能ですか。	事業者と電気主任技術者で協議の上、電気主任技術者の承諾が得られれば可能です。ただし、委託に係る費用は、本事業の業務であることから事業者の負担となります。
27	10月30日	仕様書	7	7 電力供給・維持管理 (保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 (1) 維持管理 ウ	毎年点検については、点検方法については目視(ドローン等による高解像度映像点検含む)で問題はないでしょうか。	点検方法についての指定はありません。なお、点検実施にあたっては、法令遵守により行っていただきますようお願いします。
28	10月30日	仕様書	7	7 電力供給・維持管理 (保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 (2) 非常時の対応 エ	災害時の対応として大規模の基準はありますでしょうか。降雪の原則点検での降雪量の基準はありますでしょうか。	基準はありません。避難所が開設されるなど、現に被害が発生する場合は想定しています。
29	10月30日	実施要項	5	11 企画提案書作成方法 (3) イ_ア)	少なくとも自家消費率を50%以上とすることとありますが、自家消費率の定義について、太陽光発電で1年間に発電された電力のうち同施設内にて消費される電力の割合でよろしいでしょうか。	自家消費率は、施設ごとに、本事業で設置した太陽光発電設備によって発電された発電量が、当該施設の電力消費量に占める割合となります。  【訂正】 お見込のとおりです。 ○参照 環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(別紙2)の4ページ 「g次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと」の(a) ○URL <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken-240723.pdf">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken-240723.pdf</a>
30	10月30日	実施要項	5	11 企画提案書作成方法 (1) イ	様式について、A4縦型と記載がありますが、横型でも問題はないでしょうか。	問題ありません。内容の分かりやすさ、見やすさを重視します。
31	10月30日	実施要項	6	11 企画提案書作成方法 (3) カ	啓発について、発電量や温室効果ガス排出削減量を表示するための通信について、各施設における既存インターネット回線を利用させていただくことは可能でしょうか。	設備を設置するタイミングでその都度協議することとなりますが、セキュリティ上の懸念もあることから、原則として既存の回線は利用しないものとして提案をお願いします。
32	10月30日				リース期間満了後は無償譲渡のため、リース料には固定資産税納付は含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	10月30日				契約保証金は不要という認識でよろしいでしょうか。	当市の契約事務規則に基づき、履行保証保険の契約により、契約保証金を免除することができます。 関連質問番号17  【補足】 なお、契約保証金については、当市契約事務規則の第27条第1項第3号で、「契約の相手方が、官公署と過去2年間種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定していますので、様式11を受理後に個別に判断いたします。
34	10月30日				契約書案を頂戴できますでしょうか。 また、貴市、代表者(リース会社)、施工元請会社(共同企業体構成員)の3者間での契約締結は可能という認識でよろしいでしょうか。	契約書案の回答につきましては、質問番号15のとおりです。 また、市と代表者との2者での契約締結を考えております。

■久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業 質問回答

番号	回答日時	該当資料名	頁	項番	質問	回答
35	10月30日				リース料は当月使用分を翌月末払いという認識でよろしいでしょうか。	原則として請求を受けて30日以内の支払いとなります。ただし、支払い日の要望がある場合は請求書の受理日も含めて契約者との協議となります。
36	10月30日	仕様書	別紙2		火災保険及び賠償責任保険等の加入について、「別紙2 予想されるリスクと責任分担」には、「事故・火災」とありますが、風水害は対象外という認識でよろしいでしょうか。	火災、落雷、風災、水災等により損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険及び賠償責任保険等に加入していただくことを想定しております。
37	10月30日				火災保険料等算定のため、設備を設置する各施設の建物の建築年月、建物の構造種別、防火設備、常駐の消防要員をお教えください。	竣工年については、様式1を提出いただいた事業者に対し提供します。様式1を提出済の場合は、既に提供しています。なお、竣工月については把握していません。 防火設備については、法令に則り設置しています。 常駐の消防職員は、施設の営業（開館中）は職員がいますが、休館日・夜間は対応が異なります。様式1を提出いただいた事業者に対し提供するとともに、様式1を提出済の場合は、10月31日までに提供します。
38	10月30日				貴市から事業者への補助金の交付補助金入金日は、何年何月を想定されていますでしょうか。	各年度ごとの補助事業が完了し、実績報告書を市が承認後、請求に基づき速やかに支払います。
39	10月30日				補助金交付限度額の記載がありますが、限度額を下回る交付金額になる可能性はありますか。	提案内容によっては、補助金交付限度額を下回る金額となる可能性があります。
40	10月30日				事業者側の責によらず、補助金の交付が受けられない、もしくは減額して交付される場合、または補助金の返還義務が発生した場合、事業者側は費用負担しないという認識でよろしいでしょうか。	事業実施前に国からの交付金に減額等がある場合や、事業終了後に交付金の返還義務が生じた場合は、今後の事業の進め方について協議させていただくことを想定しています。  <b>【補足】</b> 本事業は、国交付金の交付を前提としたものです。 このため、事業者側の帰責性の有無に関わらず、国交付金が不交付又は減額交付された場合は、確定後の交付金交付額を前提とした事業費に基づき事業実施に向けた協議を行うこととなります。
41	10月30日				事業者起因でない事由により補助金交付日が予定日より大幅に遅延し、賃貸借期間や契約金額（調達価格変動や金利変動等）に見直しが必要になった場合、協議は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。必要に応じ、協議します。
42	10月30日				企画提案書（様式9）、価格提案書（様式12）を作成するにあたり、石綿（アスベスト）対応費について費用の算出が必要かと存じます。その場合、全提案施設で石綿事前調査が必要と仮定して、石綿事前調査（試料調査含む）の費用でよろしいでしょうか。もしくは、石綿事前調査が必要な施設をご教示ください。また、アスベスト除去が必要となった場合の費用は本件提案金額には含まず、別途貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。	施設番号1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,18,23,24,26は、竣工年がアスベスト使用の全面禁止となった平成18年9月以前の為、調査を実施する必要があります。そのため、事前調査が必要な工事を想定している場合は、調査料を計上してください。提案金額については、アスベスト除去費は含まないでください。調査の結果、アスベスト除去が必要となった場合、事業の進め方について、協議させていただくことを想定しています。  <b>【補足】</b> 上記の調査が必要とした施設については、いずれも平成18年9月以前に着工したものです。なお、その他の施設については、設計図書等で平成18年9月以降の着工であると確認しています。

■久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業 質問回答

番号	回答日時	該当資料名	頁	項番	質問	回答
43	10月30日				物件ごとに設置を想定している屋上面又は屋根面があるようでしたら、現状で久留米市様が想定している設置面の開示をお願いします。 可能であれば、航空写真上に設置を検討している建屋にマーキングして頂ければ確認しやすいと考えています。	提供できるデータは、様式1を提出した事業者に提供したデータで全てとなります。 提供した図面や現地見学を参考に、設置可能な容量等の提案をお願いします。
44	10月30日				道の駅くるめにつきまして、竣工図（屋根伏図・断面図・矩形図・単線結線図）の開示をお願いします。	質問番号6をご参照ください。
45	10月30日	仕様書	4	5 設備の設置 (1) イ	「耐震クラスS」の条件について、蓄電池については不問という理解で正しいでしょうか。	太陽光発電設備と同様に耐震クラスSの設置をお願いします。
	10月30日				【補足事項】 提案書の内容について	施設ごとの設置図を提案したい場合は、実施要項に定められた提案書とは別に参考資料として添付してください。添付を可とします。
	10月30日				【補足事項】 避難所機能への設置について	本事業は、令和6年度の当市の予算で重点施策の1つである防災・減災対策において、避難所機能の充実としても位置付けられています。そのため、提案項目の1つである非常時利用については具体性の高い内容をお願いします。